



令和3年7月21日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
感染症対策調整課	社会基盤係	佐藤 史和 後藤 俊介	内線 4996 直通 058-272-8155 FAX 058-278-3536

「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金」の制度改定について

この度、より多くの飲食店の皆様にご利用いただけるよう「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金」について、下記のとおり申請期間を延長するとともに、補助対象経費の拡大を図ることとしたので、お知らせします。

記

1 補助対象事業者

県内で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、飲食店を営業する方
(コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、自動販売機を除く)

2 補助金額

1店舗当たり5万円以内(補助率10/10)

3 申請期間

改定前 令和3年5月31日(月)～7月30日(金)

改定後 令和3年5月31日(月)～9月30日(木)

7月30日までに申請された方であっても7月31日以降に再度申請可能

※ただし申請金額は、合計して1店舗当たり5万円以内

4 補助対象経費

飛沫感染防止のために設置するアクリル板等の遮蔽物の購入費

改定前 令和3年4月1日～令和3年7月30日に購入したもの

改定後 令和2年5月14日～令和3年9月30日に購入したもの

5 コールセンター(058-274-0150)

平日のみ9:30～17:00

6 主な支給条件

岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得・掲示